

「医療費のお知らせ」の送付と個人データの取扱いについて

1 「医療費のお知らせ」の送付について

当共済組合では、組合員の皆さまに、受診に係る医療費の金額をご認識いただくとともに、医療機関からの不正請求を抑止することを目的として、2023年4月及び5月に当共済組合の組合員として医療機関等を受診された方の医療費等をお知らせします。

なお、2024年2月中旬以降、対象の組合員及び被扶養者の医療費等を組合員本人のご住所あてに圧着ハガキでの郵送をしますが、あて所不明等の理由により配達できなかった場合は、勤務先あて（あて名は組合員本人）に再送させていただきます。

ご不明な点等ございましたら、共済組合コールセンターまでお問い合わせください。

2 対象者

2023年4月及び5月に、当共済組合の組合員として医療機関等を受診された組合員とその被扶養者

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 任意継続組合員とその被扶養者の受診
- (2) 組合員証や被扶養者証を使用しなかった受診
- (3) センシティブな疾病を含む医療機関等での受診
- (4) 一部公費助成を受けての受診

3 お知らせ内容

- (1) 受診者氏名
- (2) 受診年月
- (3) 診療区分(入院・外来等の別)
- (4) 医療機関名
- (5) 診療日数
- (6) 医療費の総額(自己負担分(2割～3割)と、共済組合負担分(7割～8割)を合算した金額です。)

4 個人データの取扱い(個人データの第三者への提供について)

「医療費のお知らせ」は、組合員と被扶養者の情報を1枚の圧着ハガキへ収録し、組合員あてに郵送するため、被扶養者からみて第三者となる組合員に医療費等の個人データを提供することとなります。

個人情報の保護に関する法律では、本人の求めがあれば個人データの第三者への提供を停止することを要件として、以下の(1)～(4)すべてが、あらかじめ、本人が容易に知りえる状態にあるとき、個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供することができるとされています。

- (1) 利用目的
- (2) 第三者へ提供する個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止すること

したがって、被扶養者ご本人からお申し出がない場合は、当該個人データを(第三者たる)組合員へ提供することに同意されたものとして、組合員と被扶養者の情報をまとめて組合員に郵送することといたします。

なお、「医療費のお知らせ」の送付が不要又は送付により不都合等が生じる場合は、**2023年12月28日(木)までに共済組合コールセンター(0120-97-8484)にお申し出ください。**

5 その他

- (1) 対象期間内に受診されていても、医療機関等から当共済組合への診療報酬の請求が遅延したときには、お知らせできない場合があります。
- (2) 「医療費のお知らせ」を受領したことによるお手続きはありません。
- (3) 郵送した「医療費のお知らせ」に関するご照会については、個人情報保護の観点から、記載内容以外はお答えできませんのでご了承ください。
- (4) 「医療費のお知らせ」は、確定申告時の添付書類や領収書としては使用できません。
- (5) 「医療費のお知らせ」は、再発行いたしません。